

○特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月20日条例第37号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第9条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

- （1）申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - （3）申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次に掲げるものとする。
- （1）当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
 - （2）当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面
- 3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日（法第23条第2項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第5条において同じ。）の規定により届け出る場合にあっては、届出の日）前6月以内に作成されたものでなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により地方公共団体情報システム機構（第5条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード（以下この項において「個人番号等」という。）を除く。第5条において「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号等を除く。第5条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

（法第10条第4項の規定による補正）

第3条 法第10条第4項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字又は計算違いであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第4項の規定による補正をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該補正をしようとする事項が前項に規定する軽微な不備に該当するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

（社員総会の議事録の作成）

第4条 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を作成するに当たっては、規則で定めるところにより作成しなければならない。

（役員の変更等の届出に係る提出書類の特例）

第5条 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第23条第2項の規定による提出をすることを要しないものとする。

（定款の変更）

第6条 法第25条第4項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

- （1）特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由

2 法第25条第6項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出は、規則で定めるところにより、当該届出に係る届出書に前項各号に掲げる事項を記載して行わなければならない。

（事業報告書等、役員名簿及び定款等の作成及び備置き）

第7条 法第28条第1項の規定による事業報告書等（同項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）の作成は、当該事業報告書等が同条第3項及び法第30条の規定により閲覧に供されることにも配慮し、当該作成に係る特定非営利活動法人の事業及び運営の状況を容易に理解することができるような表記により行うものとする。

2 法第28条第1項の規定による事業報告書等の備置きは、同条第3項の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第2項の規定による役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。）の備置きについても、同様とする。

（事業報告書等の提出）

第8条 法第29条（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

第9条 法第30条の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる時期において知事に提出しなければならない。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立の認証を受けた場合	設立の登記の申請書に添付した定款、設立時の役員名簿、設立の認証に関する書類の写し及び設立の登記に関する書類の写し並びに設立後事業報告書等が作成されるまでの間にあっては、次に掲げる書類 (1) 法第10条第1項第7号の事業計画書 (2) 法第10条第1項第8号の活動予算書 (3) 法第14条の財産目録	設立の登記完了後遅滞なく提出
2 合併の認証を受けた場合	合併の登記の申請書に添付した定款、合併時の役員名簿、合併の認証に関する書類の写し及び合併の登記に関する書類の写し並びに合併後事業報告書等が作成されるまでの間にあっては、次に掲げる書類 (1) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書 (2) 法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書 (3) 法第35条第1項の財産目録	合併の登記完了後遅滞なく提出
3 定款の変更の認証を受けた場合	変更後の定款及び定款の変更の認証に関する書類の写し	定款の変更の認証を受けた後遅滞なく提出
4 定款の変更に係る	当該定款の変更に係る登記に関する	定款の変更に係る登記完了後

(事業報告書等の公開)

第10条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める閲覧所において行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項の閲覧所以外の場所において法第30条の規定による謄写をさせることができる。

3 前2項に定めるもののほか、法第30条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

(成功の不能による解散の認定申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(3) 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第12条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 解散した特定非営利活動法人の名称並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 申請者である清算人の氏名及び住所又は居所

(3) 譲渡すべき残余財産

(4) 残余財産の譲渡を受ける者

(合併の認証申請)

第13条 法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(3) 定款に記載された目的

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定の申請)

第14条 法第44条第2項(法第58条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 設立の年月日

(3) 事業の概要

(認定の有効期間の更新の申請)

第15条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 認定の有効期間(法第51条第1項に規定する認定の有効期間をいう。以下同じ。)

(3) 事業の概要

(定款の変更に係る書類の提出)

第16条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書により行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 認定の有効期間(法第62条において準用する場合にあつては、特例認定の有効期間(法第60条に規定する特例認定の有効期間をいう。第20条第4号において同じ。))

(3) 変更の内容

(4) 変更の認証の年月日

(認定申請書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き及び作成)

第17条 法第54条第1項（法第62条及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の備置きは、法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。法第54条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる書類の備置き並びに法第54条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による同項に規定する書類の備置きについても、同様とする。

2 法第54条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる書類の作成は、当該書類が法第54条第4項及び法第56条（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定により閲覧に供されることにも配慮し、当該作成に係る認定特定非営利活動法人（法第62条において準用する場合にあっては、特例認定特定非営利活動法人）の事業及び運営の状況を容易に理解することができるような表記により行うものとする。法第54条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による同項に規定する書類の作成についても、同様とする。

(役員報酬規程等の提出)

第18条 第8条の規定は、法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出について準用する。

2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による法第54条第3項の書類の提出は、規則で定めるところにより、当該書類の作成後速やかに行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第19条 第10条の規定は、法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請)

第20条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項（法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、規則で定めるところにより、当該申請書に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

(3) 法第44条第1項の認定の年月日（法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合にあっては、同条第1項の特例認定の年月日）

(4) 認定の有効期間（法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合にあっては、特例認定の有効期間）

(5) 合併しようとする各特定非営利活動法人の事業の概要

(電磁的記録による保存)

第21条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）

第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面（読替え後の電子文書法第2条第3号に規定する書面をいう。以下同じ。）の備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録（読替え後の電子文書法第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の保存（同条第5号に規定する保存をいう。次項において同じ。）を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

- 3 特定非営利活動法人が、前項に規定する電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面の作成（読替え後の電子文書法第2条第6号に規定する作成をいう。次条において同じ。）をすることができなければならない。

（電磁的記録による作成）

第22条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（電磁的記録による縦覧等）

第23条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）、法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等（読替え後の電子文書法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、法第2章、第3章及び第5章の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成15年3月20日条例第20号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第80号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第47号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第52号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日前に開催された社員総会の議事録については、適用しない。
- 3 特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第3条第2項の規定により同法による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項第8号の収支予算書を添付した場合における当該特定非営利活動法人に係る改正後の第9条の表1の項(2)の規定の適用については、同項(2)中「法第10条第1項第8号の活動予算書」と

あるのは、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）による改正前の法第10条第1項第8号の収支予算書」とする。

附 則（平成24年3月30日条例第24号）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定の適用については、改正前の第2条第2項第2号に掲げる書面は、作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、改正後の第2条第2項第1号に掲げる書面とみなす。

附 則（平成27年7月21日条例第61号）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例第8条に規定する情報提供手数料であつて、この条例の施行の際まだ収受されていないものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第88号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第4項、第5項及び第7項の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成29年2月規則第7号で、同29年5月30日から施行）

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 施行日から一部施行日の前日までの間における第2条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第2条第5項の規定の適用については、同項中「個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード」及び「個人番号等」とあるのは、「個人番号」とする。
- 7 当分の間、特定非営利活動促進法施行条例第2条第5項の規定の適用については、同項中「個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード」及び「個人番号等」とあるのは、「個人番号」とする。

附 則（平成29年1月13日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月14日条例第49号）

この条例は、令和3年6月9日から施行する。